

HPVワクチン（子宮頸がん予防ワクチン）

HPVワクチンとは

子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルス（HPV）への感染を予防するワクチンです。

平成25年4月1日から定期予防接種となったHPVワクチン接種について、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がHPVワクチン接種後に特異的に見られたことから、副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供が出来るまでの間、定期接種を積極的に勧奨しないこととなっておりましたが、その後HPVワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることから、令和4年度より国の通知に基づき、対象者への個別通知による勧奨を再開することとなりました。

ワクチンの接種方法等

<対象者>

羅臼町に住民登録されている小学6年生から高校1年生の年齢の相当する女子（12歳の誕生日を含む年度当初から16歳の誕生日を含む年度まで）

標準的な接種：中学1年生

<受ける回数と接種方法>

ワクチン	標準的な接種回数	左記の接種方法がとれない場合
サーバリックス (組換え沈降2価ヒトパピローマ様粒子ワクチン)	合計3回（筋肉内注射） 2回目：1回目の接種から1月の間隔をおいて接種 3回目：1回目の接種から6月の間隔をおいて接種	合計3回（筋肉内注射） 2回目：1回目の接種から1月以上の間隔をおいて接種 3回目：1回目の接種から5月以上かつ2回目の接種から2月半以上の間隔をおいて接種
ガーダシル (組換え沈降4価ヒトパピローマ様粒子ワクチン)	合計3回（筋肉内注射） 2回目：1回目の接種から2月の間隔をおいて接種 3回目：1回目の接種から6月の間隔をおいて接種	合計3回（筋肉内注射） 2回目：1回目の注射から1月以上の間隔をおいて接種 3回目：2回目の注射から3月以上の間隔をおいて接種

*両ワクチンの互換性に関する安全性、免疫原性、有効性に関するデータがないことから、3回の接種はすべて同一のワクチンを使用します。

保護者の同伴

お子様の予防接種の実施に当たっては保護者の同伴が原則必要ですが、13歳以上の方のHPVワクチンの予防接種については、保護者が予診票の記載事項を読み、理解し、納得してお子様へ予防接種を受けさせることを希望する場合に予診票に保護者が署名することによって、保護者が同伴しなくてもお子様は予防接種を受けることができます。署名がない場合、保護者の方の同伴なしに接種を行うことはできません。予診票は役場保健福祉課に備えてあります。